

韓国の移民政策と移民支援活動の現状と課題

Present State and Problems of Immigration
Policy and Immigrant Support Activities in Korea

朝倉美江, 原 史子,
中尾友紀¹⁾, 新田 さやか²⁾,

Mie ASAKURA, Ayako HARA, Yuki NAKAO, Sayaka NITTA,

序章

わが国の外国人人口は、2,217,426人となり、全人口の1.74%（2008年末現在、法務省入国管理局）を占めるようになった。10年前と比較すると約1.5倍にもなっている。外国人集住地域では外国人の割合が1割を超える地域もあり、外国人の生活問題が顕在化しつつある。2008年秋の世界金融恐慌下では、製造業等での派遣切りが行われ、解雇された非正規職員・派遣社員は2009年12月までに38.7万人（2009年10月厚生労働省発表）に上る。そのなかでも1980年代後半から単純労働者として移住してきた日系ブラジル人は早期に解雇され、失業と同時に住居も失い、さらにその子どもたちが学校に行けなくなるという深刻な状況に陥っている。そしてそのような状況はわが国の「移民政策」が不十分であることが背景にある。

広義の移民とは、生まれた国以外の国に住んでいる人をさすと言われている。移民政策には、入管政策と統合（多文化）政策があるが、永住型の入国政策を含むと否にかかわらず、政策の対象を「外国人」から、包摂の意味をもつ「移民」へと転換することが多文化共生社会を実現するための一里塚となるとい

う近藤敦（2009：20-27）の主張を踏まえて本論では外国人を移民と位置付けて論じていきたい。わが国同様外国人人口が急増している韓国では、「外国人労働者を受け入れ国において滞在と就労の権利に基づいて移民として生活できるための統合政策」（井口2001：120-121）としての移民政策が急速に整備されつつある。

グローバリゼーションが進展するなかでは、もはや移民の統合政策は必要不可欠であり、わが国でも早急に整備する必要があると思われる。そのような問題意識のもと外国人労働者や結婚移民者などの移民が急増しつつある韓国で、その支援政策・活動の現状と課題について2009年8月8日から13日にかけてソウルで実施したインタビュー調査と収集した資料に基づき、その概要を報告することを目的として論じていく。なお本調査は、科学研究費助成による「移住生活者の生活支援と移民政策における福祉課題の位置づけに関する日韓比較研究」（基盤研究（B）研究代表者三本松政之）の一環として実施したものである。

1) 本学非常勤講師、椋山女学園大学人間関係学部
2) 立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科博士
後期課程

1. 韓国で急増する移民の実態と多文化政策への転換

2008年10月にソウルで開催された第2回歴史と平和に関する国際NGO会議のテーマは「グローバル化下における代表をもたざる (unrepresented) 人々の歴史の創造」であった。この「代表をもたざる人々」というのは移民を意味している。韓国では2007年に外国人人口が100万人を越え、1997年には外国人人口は386,972人であったことから、10年間で158%も増加し、韓国は急速に多文化多民族社会になった³⁾とされている。さらに法務部は、2020年には韓国の移民の割合は5%を超えるだろうと予測している。現在の外国人人口は1,106,884人(2009年)に達し、人口の2.2%が外国人である。

韓国の移民政策は、2007年4月に「在韓外国人処遇基本法」が制定され、①中央政府、地方政府は5年毎に外国人政策施行計画を樹立、②在韓外国人及び子女に対する不合理な差別の防止と社会的適応の支援、③適応教育の推進、子女に対する保育支援、④事実婚関係で出産した子女、永住者、難民の支援・保護、⑤共に生きる環境づくり、などが規定されている。さらに2008年2月には「多文化家族支援法」が制定されており、多文化家族の生活の安定と社会統合が目指されている。

この二つの法律によって韓国政府は、それまでの管理一辺倒の外国人政策から、多文化共生に向けた移民政策⁴⁾に切り替え始めたといえる。韓国政府のなかに設置された「外国人政策会議」によると韓国の移民政策の基本方向は、その対象を①外国籍同胞、②結婚移民者、③外国人勤労者、④難民、⑤外国人子女、⑥不法滞在者、⑦その他とし、移民政策の基本原則を①外国人の人権保障、②国家競争力の強化(専門人力は積極誘致、単純技能人力は制限的導入、言語等文化同質性を有す

る外国籍同胞の優先配慮)、③多文化包容と社会統合としている(外務省領事局外国人課:2007)。

2. 韓国の移民政策の経過と雇用許可制度の現状と課題

韓国では2004年に雇用許可制が導入されて以来、外国人政策が急ピッチで進展し始めている⁵⁾とされている。

私たちがインタビューした韓国外国人勤労者支援センターのキム・ヘソン〈金海性〉(Hae Sung Kim) 牧師⁶⁾によると韓国では1988年のソウルオリンピックを契機に経済が発展したこと、1980年代後半の民主化運動、労働者闘争も活発化したことを背景に大幅な賃金上昇につながった。そのような労働環境の変化の下、中小企業での3D(Dirty, Danger, Difficult)労働が嫌われるようになり、労働力不足が深刻化したという。また1992年から中国との国交正常化によって、中国在住の朝鮮族の人たちが韓国に入国するようになった。そのような背景のなか、外国人労働者の移住が急増してきた。

1993年には「産業技術研修生制度」が制定されたが、移住労働者の人権侵害と不法労働が大きな問題となり、各地に外国人労働者支援センターがつくられ、1995年には全国15か

3) Samyoul Woo, The status Problem of Migrant Workers in Korea and the Role of Civil Society, Joint Committee with Migrants in Korea, The 2nd International NGO Conference on History and Peace, 2008.10.10

4) 2007年に在韓外国人処遇法施行後、2007年11月に法務省、京畿道、国際移住機関(IOM)は「移民政策研究院」の設立のための覚書を締結し、2009年に設置を予定しているという。(山脇啓三(2009)「韓国における外国人政策の転換について」『国際文化研修』2009冬vol62)

5) 渡戸一郎(2008)「韓国における外国人政策の転換と多文化共生政策の展開—ソウル近郊外国人集住都市の事例から」『明星大学社会学研究紀要』28号

6) 2009年8月12日韓国外国人勤労者支援センターでのキム・ヘソン〈金海性〉(Hae Sung Kim) 牧師へのインタビュー調査による。

所の外国人労働者支援センター等が連携して「韓国外国人労働者対策協議会」が組織された。その前年には外国人研修生達が明洞聖堂に集まり、外国人労働者支援センターへの弾圧をやめ、労働条件改善のための法を整備してほしいとデモを行った。キム牧師は最後までデモを支援し、法務部に抵抗したことから刑務所に入れられてしまったという。

しかしその後も法整備のための運動は継続して行われ、2003年には「雇用許可制度」が制定され、2004年から施行し、移住労働者に労働三権が保障されることにつながったのである。さらに2005年には永住者に地方参政権が付与されるようになった。そして2006年には大統領主催で「外国人政策会議」が設置され、従来の単一民族国家という認識を改め、外国人の社会統合政策へと大きく舵を切ったと言われている。

以上のように韓国での移民問題は、まずは中国朝鮮族や在CIS（Commonwealth of Independent States：旧ソビエト連邦地域）コリアンなどの在外同胞の問題として顕在化し、それと同時に労働者不足に対する外国人労働力の必要性という二つの異なった背景をもった問題として今日の韓国の移民政策に大きな影響を与えている。したがって、移民政策の内容は、主にならぬ在外同胞を中心とした多文化家族への対応と移住労働者への対応のどちらに重点をおくのかによって、考え方や対応策も異なっているという特徴がある。

本稿では、上記のような特徴をもつ韓国の移民政策と支援活動について、韓国の保健福祉家族部、外国人移住労働者対策協議会等でのインタビュー調査に基づき、紹介していきたい。第1章では在外同胞問題と密接な関係があると考えられる韓国政府の多文化家族政策とその支援の実態について、第2章では移住労働者の医療保障制度と医療支援活動の実

態、第3章では、韓国の社会福祉館での多文化家族や移住労働者、さらに脱北者支援の実態を紹介する。そして第4章では韓国の移民政策に大きな影響を与えたと位置づけられる民間の移民支援団体の活動実態について紹介したい。

第1章 韓国の多文化家族政策と支援事業

韓国においてひと言で「移民」と言っても、雇用許可制で入国した労働者、法外労働者、在外同胞者、脱北者、結婚移民者など多様な背景を持つ人々が存在するが、本章では「多文化家族」をキーワードとし、多文化家族への政策および支援について検討することとする。

以下では、「多文化家族支援法」の内容および対象を確認した上で、多文化家族への支援の現状を把握するため、2009年8月に訪問した韓国保健福祉家族部（日本の厚生労働省に該当）および東大門区多文化家族支援センターでのインタビューと入手資料などから、多文化家族の現状と支援の実態について報告する。

1. 多文化家族支援法における「多文化家族」

2008年2月に「多文化家族支援法」が制定された。この法律の目的（第1条）は、「多文化家族の構成員が、安定的な家族生活を営むことができるようにすることでこれらの者の生活の質の向上及び社会統合に貢献すること」とされている。多文化家族が安定した生活を送り、生活の質を向上できるよう、国や地方自治体が積極的に支援しなければならないという責務が述べられ、具体的には、保健福祉家族部による3年毎の実態調査、差別や偏見の防止と多様性を認める土壌づくり、多文化家族への情報提供や教育支援の推進などが盛り込まれている。また、この法律の施行

を契機に、2006年に女性家族部（2008年に一部所轄事務を保健福祉家族部に移管し、女性部に改編）が設置した「結婚移民者家族支援センター」は、「多文化家族支援センター」に名称が変わることが附則として述べられている。

ところで、この法律で国が支援の対象としている「多文化家族」とは、韓国国民との結婚により韓国に移住した外国人や韓国に帰化した者、それにその夫婦から産まれた大韓民国の国籍を有する子どもがいる家族に限定されている（第2条）。つまり、「たとえ『多文化』な家族であっても、韓国以外の異なる国同士の外国人が結婚した家族に対しては、国としての支援は行わない。あくまでも将来的に韓国国籍を取得する者、韓国国籍の子どもを出産し養育していく家族に対して支援が行われる」（白井200：155）のである。

国会での審議では、一部の議員から2007年4月に制定された在韓外国人処遇基本法との内容の重複について繰り返し懸念が示されたという。その懸念に対しては、女性家族部（当時）長官により、在韓外国人処遇基本法が韓国での外国人の早期定着について重点を置いているのに対し、多文化家族支援法は長期的なスパンでの多文化家族への支援という『家族政策』の一つであるという点に違いがあるとする政府意見が述べられている（白井2008：155）。

多文化家族支援法が検討されている間に成立した先の在韓外国人処遇基本法には、在韓外国人、結婚による移民者やその子ども、永住権者、難民などに対する支援の内容が含まれている。しかし、「多文化家族支援法」は法の定義に従い「結婚移民者とその家族」に限定的に用いられ、韓国国民が必ず含まれる家族への支援が中心である。そのため、多くの移住労働者家族が排除されているという問

題点がキム・ヨンオクにより指摘されている⁷⁾。

この背景には、単一民族意識が強いほか、結婚移民女性に特徴的に見られている問題（文化や社会的背景の違いによる社会への不適応、低い韓国語能力による意思疎通の困難性、配偶者からの暴力など）が喫緊の課題として認識されていたことも挙げられる。

2. 結婚移民者の動向と多文化家族政策－保健福祉家族部におけるインタビューより⁸⁾

(1) 結婚移民者の動向

韓国における国際結婚による移民者は、1992年に中国との国交を再開して以降、朝鮮族、及びその他の中国国籍を有する結婚移民者が増加し、2000年から農村地域を中心に東南アジアからの結婚移民者が増加している。2000年以降の国際結婚は、仲介業者による農漁村男性や都市低所得層男性と外国人女性の組み合わせが多い⁹⁾。

2008年の国際結婚は36,204件で、全結婚の11.0%を占めている¹⁰⁾（表1）。このうち、韓国人男性と外国人女性の婚姻は28,163件で、77.8%を占めており、外国人女性の国籍として多いのは、中国13,203件（46.9%）、ベトナム8,282件（29.4%）、フィリピン1,857件

7) ヒューライツ大阪HP「日韓連続シンポジウムin Seoul」2007年8月、キム・ヨンオク氏（韓国女性研究院研究教授）の報告による。

http://www.hurights.or.jp/newsletter/J_NL/075/02.html（2009年8月2日閲覧）。

8) 保健福祉家族部でのインタビューは、多文化家族課課長イ・ミンウォン氏による（2009年8月13日）。

9) 田淵知子「多文化家族～増加する女性結婚移民者の地域社会適応支援～」『自治体国際化フォーラム』224号。
http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/224_1/index.html（2009年7月18日閲覧）。

保健福祉家族部でのインタビューの際も、国際結婚増加の理由として、「貧しい男性、再婚、高齢の男性が結婚できないということがある」と語られた。
10) 本節で記載する韓国の国際結婚に関連する数値および表は特に記載がない限り、2009年8月13日に訪問した保健福祉家族部で入手した資料による。

(6.6%)の順となっている¹¹⁾。結婚移民者の国籍別現況は表3の通りである。

1990年初めの国際結婚は全体の1%にすぎず、韓国人女性と外国人男性の結婚が主であり、韓国人男性と外国人女性の結婚はごく少数にすぎなかった(白井2008:153)が、国際結婚の急増は「外国人問題」を超える社会の基盤を揺るがす再生産構造の危機と認識されてきている。

2009年5月時点における国内に居住する結

婚移民者は167,090人であり(表2)、08年度(144,385人)に比べて13.6%増加している。性別では女性が89.7%、韓国国籍取得者は24.8%となっている。

大多数の多文化家族は言語・文化的差異、経済的困難、社会的偏見等で、家族間の葛藤と社会的疎外感を経験しているという報告もなされている¹²⁾。これらのこととの因果関係は明確ではないが、表4に示されている通り、離婚数が年々増加する傾向が見て取れる。

表1 外国人との婚姻推移(2009.3,統計庁)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総婚姻件数	304,877	302,503	308,598	314,304	330,634	343,559	327,715
国際結婚件数	15,202	24,776	34,640	42,356	38,759	37,560	36,204
国際結婚比率	5.0%	8.2%	11.2%	13.5%	11.7%	10.9%	11.0%

表2 結婚移民者現況(2009.5,行政安全部)

単位(人)

結婚移民者									児童現況		
計			国籍未取得者			国籍取得者			計	男	女
計	男	女	計	男	女	計	男	女			
167,090	17,237	149,853	125,673	15,190	110,483	41,417	2,047	39,370	103,484	52,842	50,642

表3 結婚移民者国籍別現況(2009.5,行政安全部)

区分	計	中国 朝鮮族	中国	ベトナム	フィリピン	日本	モンゴル	タイ	台湾	その他
計(人) (%)	167,090 100%	53,754 32.2	48,698 29.2	30,779 18.4	9,799 5.9	5,364 3.2	2,503 1.5	2,242 1.3	517 0.3	13,434 8.0
国籍未取得者	125,673 75.2%	35,386	33,457	28,817	6,117	5,050	2,309	2,092	351	12,094
国籍取得者	41,417 24.8%	18,368	15,241	1,962	3,682	314	194	150	166	1,340

* 国籍取得者は行政安全部統計上婚姻帰化者に限る(その他の理由による国籍取得者は除外)

表4 外国人との離婚推移(2009.3,統計庁)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総離婚件数	144,910	166,617	138,932	128,035	124,524	124,072	116,535
外国人との総離婚	1,744	2,012	3,300	4,171	6,136	8,671	11,255
総離婚対比構成比	1.2%	1.2%	2.4%	3.3%	4.9%	7.0%	9.7%

11) 2009年1月31日に愛知県立大学で開催された国際シンポジウム「多文化・多民族社会への展望と挑戦」における京畿道家族女性研究院 鄭基仙氏の報告および資料による。鄭氏らが京畿道で実施した調査によると、韓国人夫に出会った経路が結婚

仲介業者であるのはベトナム人が半数(57.7%)以上と最も多い。フィリピン人は37.3%が宗教団体によるものである。ちなみに日本人も86.8%が宗教団体によるものであると報告されている。

12) 保健福祉家族部で入手した資料による。

また、多文化家族児童は103,484人であり、約6割が満6歳未満の児童である(表5)。保健福祉家族部多文化家族課課長イ・ミンウォン氏は「多文化家族の子どもは満6歳未満が多いので、教育の問題はまだ水面下にあると考えている。しかし、子育てや教育についての対策を始めており、言語発達の支援などにより小学校での問題を防げる」と述べ、多文化家族児童を対象とした国による支援の成果が期待されていることが伺えた(具体的なサービスについては後述)。

(2) 多文化家族政策

2000年中頃から国際結婚が増加したことを背景とし、2006年から女性家族部(当時)による結婚移民者対策(女性結婚移民者家族の社会統合支援対策、2006年4月)にみられるように、政府の積極的な介入が始まった。その対象について、先のイ氏は「韓国人男性と外国人女性との家族を見守る政策を保健福祉家族部が担当している。男性が外国人の家族は10%程度である。昨年の多文化家族支援法の制定によって、全数調査を行っており、年末には政策ニーズを把握できる」と話されていた。さらに、「韓国では韓国人男性と外国人女性が結婚した家族を支援している。韓国

では結婚移民者、配偶者である夫、産まれた子どもを多文化家族として捉えている」と語られ、「多文化家族」と多文化家族支援法で規定される対象が、実質的には韓国人男性と外国人女性が結婚した家族が主な対象であると捉えられていることが伺える。

多文化家族のための政策は「開かれた多文化社会」をビジョンとし、多文化家族支援法および結婚仲介業者の取り締まりに関する法(2008年6月施行)に基づき、多文化家族のライフサイクル別の支援が行われている。具体的には、①国際結婚家庭の人権擁護教育プログラム、②結婚移民者の早期適応と安定した生活の支援、③多文化家族の子育ておよび教育に関する支援、④外国人配偶者(結婚移民者)の経済・社会的自立の援助、さらには⑤多文化家族に対する国民の認識改善である。これらは、2008年10月に保健福祉家族部が策定した「多文化家族生涯周期別対応型支援強化」対策に依っている。

これらの支援の実際を担っているのが、全国に100ヶ所ある多文化家族支援センター¹³⁾であり、多様なサービスを統合的に提供している。多文化家族支援センターの利用実績は表6の通りである。

表5 多文化家族児童の年齢別現況(2009.5,行政安全部)

区分	計	満6歳未満	満7~12歳	満13~15歳	満16~18歳
学生数	103,484人	61,700人	27,568人	7,785人	6,431人
比率	100%	59.6%	26.7%	7.5%	6.2%

* 行政安全部統計上‘外国人住民児童(107,689人)’中、両親がともに外国人である場合は除外

表6 多文化家族支援センター利用実績(2008.12月) 単位:人(延べ人数)

韓国語教育	多文化社会理解教育	家族教育	相談	自グループ助	情緒支援	力量強化	専門人材養成	計
311,555	23,436	25,849	27,818	25,479	118,045	74,566	9,054	615,802

13) 全市郡区232ヶ所中100ヶ所で多文化家族支援センターを運営

3. 多文化家族支援センターの取り組み

－東大門区多文化家族支援センターでのインタビューより¹⁴⁾－

ソウル市では6ヶ所（トンデムン（東大門）区，ソンプク（城北）区，ヨンデゥンポ（永登浦）区，ドンザク（銅雀）区，ヨンサン（龍山）区，ソンプア（松波）区）の多文化家族支援センターを運営している。ここでは、2009年8月10日に訪問した東大門区多文化家族支援センターについて報告する。

東大門区多文化家族支援センターはキョンヒ（慶熙）大学内にあり、大学の各種資源（国際教育復興院，幼稚園，博物館，研究所など）を活用しつつ事業を展開しており¹⁵⁾，結婚移民者のみでなく子ども支援を通して，家族の安定を図っている。

センターの事業費は，国からの委託費（事業は2年で更新）と企業にプログラム申請して獲得する企業後援費によっている。具体的事業は次の通りである。

<基本事業>

- ・韓国語教育：ニーズが高く，大学内にある国際教育の学科と連携して実施。
- ・多文化理解教育：韓国になじむことを主眼に実施。
- ・家族教育：移民者の文化がわかるように夫などの家族を教育する。
- ・家族相談：訪問指導士を通して実施。深刻な相談は健康家族支援センターと連絡をとり対応する（相談内容は配偶者や姑との関係など夫婦問題，離婚者相談など。相談者は結婚移民者と配偶者から半々）。
- ・多文化家族への職業教育

<その他の事業>

- ・セルフヘルプグループの育成：はじめはセンター中心で行っていたが，現在は先に韓国にきた結婚移民者がリーダーシップをとって行っている。

- ・エンパワーメント事業：子どもたちが自分の母の国の文化を紹介するなどの取り組みを実施。

他には文化認識改善，広報および情報提供，地域社会協力ネットワーク事業がある。

<モデル事業>

- ・移民者社会統合教育：韓国国籍取得には韓国語の試験が必要であるため，その試験に対応する支援事業。
- ・多文化家族子女言語発達支援事業：言語発達指導士による支援。
- ・結婚移民者通訳・翻訳サービス支援事業：当センターでは，日本，中国，ベトナム，フィリピン，インドネシアの言語に対応。
- ・訪問教育：家族に子育てなどの指導を行う事業。2007年は子育て支援のみであったが，2008年から子育て支援と韓国語教育（言語発達指導士）についてそれぞれ実施。子育て支援担当者は子どもの栄養・教育，ライフキャリア等を担当し，韓国語教育担当者は韓国語や家族が韓国になじんでいるかなどの相談を実施。
- ・多文化子女バイリンガル教室

この他，拠点センターとして，個別のセンター支援，従事者の再教育・研究，スーパービジョン，緊急ケース対応，協議のネットワーク形成，ネットワーク機関とのミーティングの実施などの役割も担っている。

東大門区多文化家族支援センターでは，2009年7月から始まった結婚移民者が電話相談を行う「ハッピー・コール・センター」の活動状況を見ることができた。相談員は3名

14) 東大門区多文化家族支援センターのインタビューは，企画部長キム・ジョンファ氏による（2009年8月10日）。

15) 国からの補助金は大学に入るが，センターの独立性は確保されており，かなり自由度は高いとのことであった。ソウル市では，さらに1ヶ所のセンターが大学に置かれている。地方では，地方自治体，NGO，NPO，社会福祉館が実地している。

おり、一人の相談員が1日に10件から15件の相談を受けている。他の仕事につなげるために、相談内容を韓国語でPCに入力しているとのことである。施設面ではハッピー・コール・センターの他に、皆で調理できる調理室、子どものプレイルーム、相談室、事務室などが整備されていた。

利用対象者は、結婚を通して合法的に入国した人の支援のみである。国の事業なのでそれ以外の人への支援はできないとのことであった。センター利用者は、結婚移民者の女性を中心であり、男性の利用者は10名に満たない。センター利用料は無料とのことであった。

東大門区多文化家族支援センターは2007年、2008年ともに、全国単位での優秀センターに選定され、表彰を受けているというように、非常にきめ細かい支援がなされていることが伺えた。しかし、活動に必要な多文化家族の把握については、対象者を見つけることからして大変であり、入国時のデータリストをソウル市に求め、個々に連絡をし、連絡のとれた人が支援センターの利用につながったなら、同国人ネットワークで情報が広がることにより利用に結びついているとのことであった。

センターの課題を尋ねたところ、結婚移民者の子どもはまだ幼いため、親の支援が挙げられた。また、今後は、子どもが思春期を迎えた時のプログラムが検討課題であり、子どもたちには将来、母の母国語も覚え、経済的に自立し、国際的に活躍できる人になってもらいたいとキム・ジョンファ氏は語っていた。

実際に支援を必要としている人を探すことが困難という状況があるとともに、家族のライフサイクルに応じた支援の模索は今後もしばらくは続くであろうことが予測され、センターの今後の事業展開が期待される。

第2章 外国人への医療保障

1 医療保険制度と外国人

韓国は国民皆保険である¹⁶⁾。1999年2月に「国民健康保険法」が制定され、翌2000年7月に国民医療保険管理公団¹⁷⁾と139の職場組合が統合されたことによって、現在では、保健福祉家族部の監督下にある国民健康保険公団を唯一の保険者とする国民健康保険が運営されている。国民健康保険の加入者は職場加入者と地域加入者に区分される。職場加入者とはあらゆる事業所に雇用される労働者、事業主、公務員、教職員のことであり、地域加入者とは職場加入者とその被扶養者を除外した都市及び農漁村地域の住民のことであり、また、被扶養者とは職場加入者の配偶者、直系尊属、直系卑属、兄弟、姉妹のうち職場加入者によって生計を維持されている者であって収入等がない者のことであり、2008年は全加入者のうち職場加入者が61.5%、地域加入者が38.5%であった。

国民健康保険は対象を国民としており、基本的には外国人を適用除外している(第5条)。ただし、一定の条件を満たす場合、国内に居住する外国人は任意で加入者となることができる(第93条)。国民健康保険公団のウェブサイトによれば、国民健康保険の加入者となることができる外国人は、表1にある在留資

16) 国民皆保険が実現したのは1989年7月のことである。医療保険制度は、1963年12月の「医療保険法」制定に始まる。同法では常時300人以上の従業員を雇用する事業所において医療保険組合を設立することができることとされたが、同組合は任意加入方式を採用したため、機能しなかった(金・山本2009:11)。紆余曲折を経て、同法は1976年12月に全面改正され、翌1977年7月に500人以上の事業所に医療保険組合の設立を義務化して強制加入方式を採用し、その後、徐々に適用範囲を拡大した。他方、1988年1月には農漁村地域の住民、1989年7月には都市地域の住民を強制加入とした医療保険を実施し、これによって国民皆保険を実現した。

17) 国民医療保険管理公団とは、1997年12月に制定された「国民医療保険法」により、翌1998年10月に公務員及び私立学校教職員医療保険と227の地域医療保険組合を統合して設立した保険者のことである。

表7 国民健康保険の加入者となることができる外国人

		在留資格
加入可能	就業可能	E-1（教授），E-2（会話指導），E-3（研究），E-4（技術指導），E-5（専門職業），E-6（芸術興行），E-7（特定活動），E-8（研修就業），E-9（非専門就業），E-10（内航船員） F-2（居住），F-4（在外同胞），F-5（永住）
	就業不可能	D-1（文化芸術），D-2（留学），D-3（産業研修），D-4（一般研修），D-5（取材），D-6（宗教），D-7（駐在），D-8（企業投資），D-9（貿易経営） E-8（研修就業） H-2（訪問就業） F-1（訪問同居），F-3（同伴）

出所：外国人のための電子政府（Hi Korea）及び国民健康保険公団のウェブサイトより筆者作成
注：E-8及びD-3は2006年末で廃止されている。

格をもつ者とされる。いずれも在留期間が91日以上「長期在留」あるいは「永住」の者である。加入手続きに外国人登録証または国内居所申告証¹⁸⁾が必要であるため、それらを保持しない未登録者は必然的に適用除外となる。2008年は1,158,866人の外国人が在留し、このうち未登録者は200,489人であった。外国人のための電子政府（Hi Korea）¹⁹⁾によれば、外国人で職場保険の適用事業所に雇用される労働者及び事業主等は職場加入者となり、職場加入者以外の者のうちF-2，F-4，D-1からD-9，E-1からE-5，E-7，E-8の者、これらの者の外国人の配偶者とその20歳未満の子ども、F-1のうち韓国籍の者の配偶者とその子どもは地域加入者となる。なお、2006年1月から、「外国人労働者の雇用等に関する法律」の改正によって、雇用許可制²⁰⁾を通じてE-9²¹⁾の在留資格で入国する者のうち製造業、農畜産業等の事業所に雇用される者等を職場加入者とするのが義務づけられた（第14条）。ただし、雇用許可制の「特例」²²⁾が適用された者のうちサービス業等に従事する者は、任意で地域加入者となる（天瀬2007：55）。

保険料は2008年基準で職場加入者が報酬月額額の5.08%（労使折半）、地域加入者が所得と財産に応じて定められた保険料賦課点数に148.9ウォンを乗じて算出された額、所得等

がない場合は前年の「地域加入者世帯当たり平均保険料」（2008年は66,900ウォン）と療養保険料（3,190ウォン）を合算した額（2009年は70,090ウォン）となる。納付義務は2008年12月17日以降に入国した者について、職場加入者の場合には雇用された日、地域加入者の場合には外国人登録日まで遡って発生する。D-6の者には30%、D-2の者には50%の軽減措置がある。ただし、D-2の者等で所得がないか、その把握が難しい場合は、3か月単位で前納しなければならない。保険料の滞納回数が3回以上の場合には保険給付を制限することができ、2006年9月には141万世

- 18) 国内居所申告証は、F-4の在留資格で入国した者が行う国内居住申告のことである。
19) 外国人のための電子政府（Hi Korea）は、韓国に居住又は訪問する外国人に必要な出入国、投資、雇用、生活等の情報をひとつの窓口から提供するために、法務部、知識経済部、労働部が共同で構築し、運営するサイトである。
20) 雇用許可制は外国人の雇用を許可する一般雇用許可制と、外国籍同胞の雇用を許可する特例雇用許可制に区分される。一般雇用許可制の覚書の締結国は、2009年1月現在、フィリピン、タイ、インドネシア、スリランカ、ベトナム、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、パキスタン、中国、バングラディッシュ、キルギス、ネパール、ミャンマー、東ティモールの15か国である。他方、特例雇用許可制はその多くを中国同胞が占めている。
21) E-9は2003年7月の「外国人労働者の雇用等に関する法律」の制定に伴い、出入国管理法施行令等が改正されたことで新設された在留資格である（白井2007：34）。
22) 外国籍同胞は2001年11月に導入された「就業管理制」によってサービス業等への就業が許可されていたが、これを廃止し、「特例」により雇用許可制を適用することとした（白井2007：34）。

帯、278万人がそれに該当した（石崎2007：49）。なお、たとえ任意の加入者であったとしても一旦加入者となった者は、資格喪失の基準に該当する場合を除いて任意に脱退することはできない。

保険給付には療養給付、健康検診、障害者補助具給付等がある。療養給付の本人負担率は入院が全医療機関一律で20%、外来が総合専門医療機関で50%、病院で40%、医院で30%となっている。特徴として「低負担、低給付」が指摘されているように、保険が適用されない項目が多く、加えて、混合診療が認められているために、本人負担は実際にさらに大きいといえる。

以上、見てきたように、女性結婚移民者は、就業していない場合、韓国籍の夫が職場加入者であればその被扶養者となり、地域加入者であれば地域加入者となる。他方、雇用許可制を通じて入国した外国人労働者は、「特例」が適用された者でサービス業等に従事する一部の者を除いて強制的に職場加入者となる。したがって、近年の外国人への医療保障をめぐる問題は、国民健康保険から適用除外された未登録者と、任意加入であるために様々な理由から加入しない（できない）者の問題、強制加入であるにもかかわらず加入させない事業主のコンプライアンスの問題となっている。では、国民健康保険の未加入者に医療が必要となったとき、どのような支援があるのだろうか。次に、医療保険以外に政府が行っている施策について見ていこう。

なお、たとえ未登録者であっても就業期間中は原則として勤労基準法、最低賃金法、産業安全保健法等の労働関係法が適用される。また、家事サービス業等の一部の例外を除いて、産業災害補償保険法も適用される。

2 その他の施策と外国人

(1) 国民基礎生活保障法による「医療給与」と外国人

総所得が最低生活費に満たない貧困世帯は国民基礎生活保障を受給できるが、この受給権者が医療を必要とした場合には、基礎医療保障として「医療給与」を受給できる。医療給与では治療等にかかる医療費の全額または一部が支給される。ただし、外国人は原則として国民基礎生活保障の対象ではない。したがって、この対象となる外国人は「外国人に対する特例」によって、外国人登録をしている者のうち、韓国籍の者の配偶者で韓国籍の20歳未満の子どもを養育している者、韓国籍の配偶者と離婚したか、その配偶者が死亡した者で韓国籍の20歳未満の子どもを養育している者に限られている。

(2) 緊急福祉支援法による「医療支援」と外国人

2006年3月に緊急福祉支援法が施行されたことによって、国民基礎生活保障法、社会福祉事業法、「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等による緊急支援を受けることができない者で、配偶者の死亡、家出、行方不明、拘束、負傷、火災、天災等によって一時的な危機に直面した人々に生活支援、医療支援、住居支援等が実施されている。保健福祉家族部のウェブサイトによれば、危機状態にある者等から支援の要請があった場合には、緊急支援担当当局が現場検証をし、それによって緊急支援の必要が認められれば、まず支援が実施され、その後、収入、財産等を調査して支援の適正性が審査されることとなる。これによる医療支援は原則として1回のみであり、300万ウォン以内で入院から退院までの診察や治療にかかる一切の医療費について支援を受けることができる。ただし、

この支援もまた外国人の場合は，韓国籍の20歳未満の子どもを養育する者に限られている。

(3) 「無料診療事業」と外国人

保健福祉家族部では人道的立場から2005年以降，外国人労働者，ホームレスに対して無料診療事業を実施している。現在は2008年5月に改訂された「外国人労働者等，疎外階層の医療サービス支援事業施行指針」に基づき，赤十字病院，国立医療院，地域医療院等で実施されている。この対象となる外国人は，国民健康保険，医療給与，産業災害補償保険等を適用除外された者で，在留期間が91日以上あり，前職又は現職の確認が可能なる者である。年間の支援回数に制限はなく，1回に500万ウォン以内で入院から退院までの診察や治療にかかる一切の医療費が支援される。500万ウォンを超える場合には，1,000万ウォン以内で，500万ウォンを超えた分の80%が支援される（Ministry for Health, Welfare and Family Affairs 2009：32）。

(4) 小括

医療保険以外に政府が行っている施策としては医療給与，医療支援，無料診療事業がある。しかし，医療給与と医療支援は，韓国籍の20歳未満の子どもを養育する者にしか適用されず，無料診療事業は在留期間が91日以上あり，前職又は現職の確認が可能なる者にしか適用されていない。女性結婚移民者が利用できる制度は多いが，いずれにせよ約20万人いる未登録者は，労災でない限り，低負担で安心して医療を受けるのは困難のようである。このような未登録者の医療に重要な役割を果たしているのが，以下に見るNPO団体であろう。

3 地域における医療の支援－ヒニョン医療共済会－

外国人に対して医療を支援しているNPO団体には韓国移住労働者健康協会（MUMK）等があるが，ここではヒニョン²³⁾医療共済会について取り上げたい。

同共済会は，1995年に，法的に保障されない外国人労働者の医療を支援するために，相互扶助形式の私的保険として設立された。会員が納入する月額6,000ウォン（2009年6月より）の会費による積立金を基盤とし，国民健康保険，医療給与，産業災害補償保険等から適用除外された会員に，良質の医療サービスを提供している。政府からの支援は原則として受けておらず，医療サービスの80%は会費で賄われている²⁴⁾。現在は社団法人国際民間交流協会を母体に，協力病院，無料診療所，国内支部，海外支部，事業支援部で組織されている。2009年6月末現在，協力病院は高麗大学付属病院，新村セブランス病院等16か所の大学病院，77か所の総合病院，441か所の医院の計534か所ある。ソウル，京畿，仁川といった首都圏に集中しており，地方には少ない。協力病院とは国民健康保険の「健康保険療養給付行為及びその相対価値点数」（診療報酬）の適用と特別診療費の免除について締結している²⁵⁾。国内支部は各地域の宣教会，キリスト教相談所等が中心となって運営しており，保険カードの発給，会費の収納，医療共済金の会員への支給を行っている。事業支

23) 旧約聖書「レビ記」のなかでは，安息年を7年目とし，それを7回繰り返すと49年となり，その翌年の50年目をヒニョンと呼んでいる。50年目のヒニョンには奴隷たちも休まなければならないとされており，事務局長のバク・ジョンナム氏によれば，外国人労働者が安心して休めるようにと願って命名されたとのことである。同共済会は福音の宣教も行っている。

24) 不足分は個人及び団体からの寄付で賄われている。
25) 医療機関は，国民健康保険等の加入者ではない者に，国民健康保険の3倍から5倍の医療費を請求することができる。（河本2003：91）

援部には外国人相談所、韓国語教室、シェルター等がある。会員数は49の支部で50か国12,931人にのぼっている。

同共济会への加入は身分確認が可能であれば、前職又は現職の確認が難しい者でも、在留期間が90日以内の者でも可能である。入会金は1万ウォン、毎月の保険料は6,000ウォン、加入後90日目から利用が可能となる。ただし、治療を目的とした加入は認めていない。利用できる医療機関は534か所の協力病院で、会員が協力病院を利用した際にかかる外来、入院の医療費の50%が支援される。少額の資金を1人に集中させないために、支援は年間で同一疾病につき100万ウォンまで、年に2回までとなっている。ただし、応急医療費として1人500万ウォンまでの支援が可能である。同共济会の事業は2002年から2008年まで共同募金会の指定寄託事業となっており、応急医療費として現代・起亜自動車グループから1人500万ウォンまで、アジアミッションから1人200万ウォンまでが同共济会を通じて支援されていた。

無料診療は、経済的、時間的な問題で医療機関を利用できない外国人労働者を対象として、毎週日曜日の午後4時から6時に行われ、30人の専門医と10か所の大学の医大生50人が対応している。診療科目は内科、歯科、漢方科、皮膚科等があり、超音波診断、胃内視鏡等の検査機器を備えている。無料診療では手に負えない患者は、協力病院を利用できるようにしている。

また、疾病の予防及び早期発見のために、ソウル市役所、大韓結核協会、韓国ハンセン福祉協会等の協力を得て、春と秋の年2回、ハンセン病等の肌疾患の検診等、血圧測定、一般血液検査、B型肝炎等の伝染性疾患の検査、尿検査、胸部X線検査等の健康診断を実施している。その他には、失業者にシェルター

を提供したり、社会復帰の支援をしたりもしている。

事務局長によれば、同共济会の主な加入者は未登録者であるが、国民健康保険の加入者となることのできる在留資格をもつ者であっても、保険料が高額であるために加入者となることができない者の加入を認めているという。そのため、加入者で多いのは中国同胞でサービス業に従事する女性、建設業に従事する男性となっている。また、国籍別にみるとネパール等が多い。同共济会によって、制度の適用がされない外国人への支援が可能となっていることがわかる。

第3章 韓国の社会福祉館と移民支援

1. 移民の集住化と社会福祉館

韓国の行政安全部は2009年5月1日現在、外国人人口が110万6,884人に達したと発表している。90日以上滞在する外国国籍者92万5,470人(83.6%)のほか、韓国国籍を取得した外国出身者7万3,725人(6.7%)、外国人や(韓国国籍を取得した)外国出身者の子ども10万7,689人(9.7%)なども含まれた。外国国籍者の中には、在留期間を過ぎても出国していない不法滞在者8万9,270人も含まれている。居住地はソウル市が30.3%、市内ではソウル市ヨンドゥンポ(永登浦)区が4万4,677人で最も多く、クロ(九老)区が3万4,480人でこれに次ぎ、住民登録人口に占める外国人比率では永登浦区が11%、九老区が8.2%である²⁶⁾。

また2001年以降脱北者数は1,000人を超えるようになった。こうした現状のもと、かれらの地域生活においては言葉、生活習慣など

26) <http://www.chosunonline.com/news/20090806000033>,
<http://www.chosunonline.com/news/20090806000034>「在韓外国人が100万人を突破(上)(下)」朝鮮日報On line(2009年11月14日閲覧)

の違いによって地域住民とのあいだでさまざまな課題が生じている。移民が抱える地域での生活課題への支援に関わっているのが社会福祉館である。

以下第2節および第3節ではファウン（花園）総合社会福祉館とウォルゲ（月溪）総合社会福祉館へのインタビュー内容から、低所得層集住地域に設置された総合社会福祉館が地域住民に対して実施する事業のなかで、それぞれの地域に居住するようになった結婚移民者（主として女性）とその家族、脱北者たちに対する支援の取り組みについて報告する。

2. 社会福祉館における移民支援の取り組み

(1) 花園総合社会福祉館

事業概要

花園総合社会福祉館は2005年10月1日にソウル市九老区九老2洞に開館した。運営の受託者は社会福祉法人韓国長老教会福祉財団コァンジン教会である。九老区は1960年代に九老工業団地が造成され、繊維産業を中心として発展してきた地域である。2000年11月に九老工業団地は「ソウルデジタル産業団地」と名称を変え、現在は先端デジタル産業のメッカとなっている²⁷⁾。同総合社会福祉館はそうした特徴をもつ地域の中に設立されている。

事業現況としては、地域社会組織事業、地域社会保護事業、家族機能強化事業、社会体育・教育事業、特化事業の5つの事業に分かれている。これらのなかで移民支援の取り組みにあたるものは、特化事業として実施されている女性結婚移民者家族支援事業である²⁸⁾。

九老区の住民の特徴

九老区では結婚移民女性の数が急増しており、こうした国際結婚家庭の子どものための保育施設や養育施設が不足している状態にある。2009年6月時点での結婚移民者は九老区

全体で2,357名おり、女性が1,706名、男性が651名となっている。ソウル市全体では九老区に隣接する永登浦区が2,776名（女性1,916名、男性860名）と最も多くなっている²⁹⁾。

また九老区の特徴の一つとして中国朝鮮族³⁰⁾の数が多く、結婚移民者として九老区に入ってくる女性たちの多くも中国朝鮮族である。かれらは食堂や工場に就労しており、九老区と永登浦区を行き来しているという。特に九老区カリボン（加里峰）地域は朝鮮族住民の生活の中心となっており³¹⁾、就職斡旋の場にもなっている。九老区には外国人労働者や朝鮮族への支援機関が集まっており³²⁾、こうした機関では朝鮮族の人たちへの支援、不法滞在外国人、外国人労働者中心の相談と韓国語教育を中心とした支援活動が行われている。

インタビューでは朝鮮族住民と地域住民との関係について、朝鮮族の人たちはゴミの捨て方などの生活態度等の点で地域住民からは厳しい視線が寄せられるとの話があった。

移民支援の現状

先述したように九老区はソウル市の中で結婚移民女性が集住している地域である。花園総合社会福祉館では2006年10月1日より多文

27) 2009年8月10日花園総合社会福祉館インタビュー当日配布資料より。

28) 地域社会組織事業のなかで「脱北家族支援プログラム」が2007年3月10日から開始されており、土曜学習教室や基礎体力強化などが実施されていたが、現在ではこうした脱北者家族への支援プログラムは実施されていないとのことであった。

29) 2009年8月10日花園総合社会福祉館インタビュー配布資料による。

30) 韓国政府樹立（1948年8月15日）以前に中国に移住した同胞のことを指す。

31) 朝鮮族ネット「(社会) ‘コリアンドリーム’を追求する異邦人たち－韓国」には「加里峰洞一帯はソウルの朝鮮族通り」との記事が掲載されている。
<http://www.searchnavi.com/~hp/chosenzoku/news1/060113-3.htm> (2009年11月9日閲覧)

32) 韓国外国人勤労者支援センター（九老区加里峰）、外国人労働者の家（九老区加里峰）、ソウル朝鮮族教会（九老区九老2洞）、(社)韓国移住労働者福祉会（九老区九老3洞）、帰韓同胞連合総会（九老区九老2洞）など。

化家族支援事業が開始された。同年には社会福祉共同募金会から「多文化家族サポート事業」に選定され、3,850万ウォンの支援を受けており³³⁾、現在も社会福祉共同募金会の多文化事業実施機関の一つとなっている³⁴⁾。結婚移民女性のためのセルフヘルプグループ活動として趣味のグループ活動、ボランティア活動、国籍別のグループ活動が実施されているとのことであった。

インタビュー当日にはセルフヘルプグループを利用している日本人女性に話を聞くことができた。セルフヘルプグループを利用するきっかけについて尋ねたところ、偶然に語学クラスの募集を見つけ無料で子どもと一緒に参加できるという内容であったために参加したこと、語学クラスでは韓国での生活に役立つ表現を教えてもらったとのことであった。また語学クラスに参加していたときは、セルフヘルプグループの利用人数は10名くらいであり、中国、フィリピン、ベトナムの母親たちが一緒に参加していたとのことである。

このほかに花園総合社会福祉館では地域の保育園に結婚移民者家族の子どもが入園するため、保育者に対して結婚移民者とその家族の文化的な背景などについて理解を深める目的で「認識改善教育」とよばれるプログラムが実施されており、今年は保育所50か所を回って多文化社会に対する認識改善事業を実施した。さらに10月からは多文化家族の子どものための保育施設をオープンする予定³⁵⁾で無料で利用できる。

花園総合社会福祉館では国際化が進む中での社会福祉館の使命として、結婚移民女性が自立して生きられるようにすること、社会福祉館が一方的にサービスを提供するのではなく利用者側も自分ができること（例えば保育所や放課後施設で母国語を教える、放課後プログラムに参加するなど）をするといったこ

とを意識している³⁶⁾。

(2) 月溪総合社会福祉館

事業概要

月溪総合社会福祉館は1993年3月にノウォン(蘆原)区月溪2洞に開館した。運営の受託者は学校法人韓国福音主義学院である。同総合社会福祉館は地域住民を対象にキリスト教精神に基づいて家族機能強化事業、地域社会保護事業、地域社会組織事業、教育・文化サービス事業を提供している。

事業の特徴として、2005年9月「美しい隣人制度」³⁷⁾がソウル福祉財団から最優秀賞を受賞、2006年3月に離婚家族のエンパワメントプログラムがサムソン福祉財団から優秀プログラムとして選定、2006年6月には独居老人プログラムがソウル市社会福祉共同募金会から優秀プログラムに選定された。多文化支援事業については2009年5月に事業遂行優秀機関として蘆原区から表彰された。2009年度の前算は約26億ウォンでその内訳は、政府の補助金が40%、プログラムの実施による収入が15%、外部資金が45%となっている。

蘆原区および月溪洞の住民の特徴

月溪洞は低所得者の集住地域という特徴を

33) <http://www.dawed.comInterM/Notice/NTRead.asp?No=60/>「[ニュース]結婚移民者のための花園総合社会福祉館」(2009年11月14日閲覧)

34) http://www.chest.or.kr/03_distribute/explain/explain_list.jsp 社会福祉共同募金会ホームページ(2009年11月14日閲覧)。

35) 2009年10月28日、花園社会福祉館内に多文化家庭乳幼児保育センターが開設された。同センターは社会福祉共同募金会と大宇インターナショナルの支援を受けており、大宇インターナショナルからは1億ウォンの支援を受けている。ソウル新聞「九老 多文化家庭乳幼児保育センターを開所」<http://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20091029028027&spage=5> (2009年11月12日閲覧) 同センターの利用案内については花園総合社会福祉館ホームページを参照。

36) 花園総合社会福祉館でのインタビューは2009年8月10日、Ahn,Byong Doo氏, Cho Soung Ho氏による。

37) 低所得者の生活支援のための事業。

38) 日本の生活保護受給者にあたる。

もっている。ソウル市全体での国民基礎生活受給者³⁸⁾は191,893人でこのうちの11%にあたる22,012人が蘆原区で生活している。そのなかで月溪洞に居住する国民基礎生活受給者は4,970人となっている。月溪総合社会福祉館は低所得者向けのアパートである永久賃貸住宅団地（月溪住公1団地）の中に設置されている。その月溪住公1団地に居住している2,298世帯中1,107世帯、2,148人が国民基礎生活受給者という状況にある。また高齢者世帯や障害者世帯も多い。

このような低所得層に対する事業として「家族祭り」という家族単位で参加できるプログラム、子ども向けに野外での文化体験活動³⁹⁾などが実施されている。そのほか「幸福レストラン」と名付けられた敬老食堂⁴⁰⁾が運営されており、ここは無料で食事の提供を受けることができる。毎日120名位の高齢者が利用している。

移民支援の現状

2009年3月31日現在、蘆原区全体では4,865名の外国人が居住しており、そのうち国際結婚者は男女合わせて1,151名となっている。国籍別の現況については中国国籍者が最も多く2,274名、ついで中国朝鮮族が1,031名となっている。台湾、日本、モンゴルを合わせた東北アジア出身の人たちの総計は3,778名となっている⁴¹⁾。蘆原区も先の九老区と同様に、居住外国人のうち結婚移民女性の数が多く、国籍では中国および中国朝鮮族が多いという共通点がみられる。月溪総合社会福祉館に利用登録している結婚移民女性は39名おり、そのうち11名が住公1団地に居住している。彼女たちの国籍はベトナム、フィリピン、中国、日本、ロシア、インドネシアの6カ国とのことである。年齢は20代が20名、30代が11名、40代が8名であった。

こうした多文化家族に対して同総合社会福

祉館で実施されているプログラムには、結婚移民女性を対象とした韓国語教室、多文化家族の子どもの支援（放課後教室、心理検査、相談、物品支援）、メンタリングなどがある。また他機関との共同で年1回外国人祭りが実施されているほか、韓国文化体験キャンプ、子どもピクニック、社会教育講座、法律教育、健康診断といったサービスの連携が行われている。

社会福祉館の利用者のニーズとしては韓国語を円滑に話すことができないために家族間の意思疎通が難しい、同じ出身国の人たちと会いたい、料理教室などの社会教育へのニーズなどが挙げられていた⁴²⁾。

3. 脱北者に対する支援の状況

韓国では北朝鮮からの難民のことを「北韓離脱住民」⁴³⁾（略称：脱北者）と呼んでいるが、そうした脱北者たちに対して「新たな土地で暮らす人」という意味を持たせた「セトミン」（「セ」は新しい、「ト」は土地、「ミン」は民を意味する）という呼称が用いられている。韓国統一部は2008年11月21日、「セトミン」という呼称の公式使用を中止し、今後は法律用語である「北韓離脱住民」を使用すると発表した⁴⁴⁾。本稿ではインタビュー時

39) 低所得層の家庭が多く、子どものモデルとなる大人が少ないためにこのようなプログラムが実施されている。

40) 敬老食堂はほとんどの社会福祉館で実施されている。無料で地域の低所得高齢者を対象に食事を提供する事業のこと。（金永子2008：136）

41) 月溪総合社会福祉館インタビュー当日（2009年8月11日）配布資料より。

42) 月溪総合社会福祉館でのインタビューは2009年8月11日オ・ドンジュン氏による。

43) 「北韓離脱住民」という言葉は「北韓離脱住民の保護および定着支援に関する法律」中に規定されている。その定義は「北朝鮮に住所・直系家族・配偶者・職場などを置いている者として北朝鮮を離れた後外国の国籍を取得していない者」とされている（尹2005：29）。

44) http://www.asahi.com/special/08001/TKY_200811220036.html「脱北者の呼び名、『離脱住民』に戻す 韓国政府」（2009年10月24日閲覧）

に用いられた「セトミン」で表記する。花園総合社会福祉館および月溪総合社会福祉館ではいずれもセトミンに対する支援は実施されていない。ここでは月溪総合社会福祉館におけるインタビューに基づき、韓国および蘆原区のセトミンの現況とその支援について報告する。

韓国および蘆原区におけるセトミンの現況

セトミンの人口現況は1990年代には数十名から数百名程度であったが、2001年から1,000人代に突入して2008年の時点では2,183人となっている⁴⁵⁾。2009年1月から6月までに韓国に入国した脱北者数は1,297名、2009年7月時点でのセトミンの人口は16,354名とのことであった⁴⁶⁾。こうしたセトミン増加の背景には「1994年に金一成主席が死亡した後、北朝鮮の経済・食糧難は益々深刻になった。その時から、北朝鮮の脱北者は急激に増加するようになった」(尹2005:21)ことが指摘されている⁴⁷⁾。

蘆原区はセトミンの集住地域であり、2001年は100人が居住していたが現在では約1,000人が居住している。蘆原区にはソウル市内に居住するセトミンの20%が集まっているほか、ヤンチョン(陽川)区に24%、カンソ(江西)区に17%と、ソウル市に居住する北韓離脱住民の60%近くが3つの区に集中している。これら3つの区にセトミンたちが集住している理由は低所得者が入居する永久賃貸住宅団地が密集しているためである。蘆原区に居住している約1,000人のセトミンのうち、60%は国民基礎生活受給者となっている。

韓国におけるセトミンの支援現況

韓国政府は1999年7月にセトミンの韓国社会定着支援のための「ハナ院(ウォン)」⁴⁸⁾と呼ばれる支援センターを京畿道アンソン(安城)市に開設した。ハナ院の正式名称は「北韓離脱住民定着支援事務所」で、統一部

の所管である。セトミンたちはハナ院での教育を修了した後、就労および公営住宅の斡旋、定着支援金⁴⁹⁾の支給を受けて本人が希望する居住地へ転入する(宮田2003:65)

今後のセトミンへの支援については、2011年までに全国15か所の北韓離脱住民地域適応センター(通称ハナセンター)が建設される予定となっている。蘆原区では2009年3月にゴンルン総合社会福祉館に「ソウル北部ハナセンター」が開館し⁵⁰⁾、チーム長1名、専門社会福祉士4名、契約職員1名、心理相談者1名が支援にあたっている。

2009年5月29日付の朝日新聞はハナ院を出た後のセトミンたちの生活を「疎外感・低収入・失業」という言葉で表している。韓国北韓人権情報センターの調査によると脱北者の失業率は9.5%で韓国人平均の約3倍。単純労働者が35.2%と最も多いこと、国民基礎生活受給者は全体の55.4%で韓国人平均の3.2%をはるかに上回るという⁵¹⁾。李はセトミンの韓国社会における長期的適応問題として「経済的困窮、就職困難、孤独、韓国人からの偏見や差別、世代間のコミュニケーション

45) 法制処「セトミン人口現況」に関するデータ参照。http://oneclick.moleg.go.kr/CSPPLUS/CcfMain.laf?csmSeq=111&ccfNo=1&cciNo=1 (2009年11月9日閲覧)

46) 2009年1月から6月の入国者数と2009年7月時点でのセトミン人口数は月溪総合社会福祉館でのインタビューによる。

47) 脱北の理由について、最近は金銭で脱北を支援する「ブローカー」の存在が脱北者の急増をあおっているという。朝日新聞2009年5月29日「脱北者に格差の壁」。

48) 「ハナ院」の意味について宮田(2003)では「韓国語では『ハナ』は一つを意味する。すなわち、南と北を繋ぐ施設という意味」と説明されている。

49) ハナ院の根拠法である「北韓離脱住民の保護および定着支援に関する法律」では定着支援金の支給が規定されている。支給金額は「1人の世帯の場合、基本額が1900万ウォン(約144万円)。様々な奨励金を合わせると、さらに2140万ウォンの支援を受けられる」ことになっている。朝日新聞2009年5月29日「脱北者に格差の壁」。

50) 蘆原、江北、城北、東大門区に居住するセトミンを対象に運営している(月溪総合社会福祉館ヒアリング当日配布資料より)。

51) 朝日新聞2009年5月29日

ギャップなど」をあげている（李2004：61）。これらのことは社会経済体制，文化，言葉の違いなどによりハナ院での教育を修了してもセトミンが韓国社会で生活を営んでいくにはさまざまな課題が存在していることを示している。今回のインタビューではセトミンたちとの言葉の違いによる意思疎通の困難さや⁵²⁾，社会経済体制上の考え方の相違による困難さが述べられていた。セトミンたちは上述したような韓国生活への適応に困難を抱えていることにより，地域で孤立しやすい状態にあるといえる。

ここまでみてきたように社会福祉館は，それぞれの社会福祉館で資金を獲得して主体的に独自のプログラムを企画，運営し，結婚移民女性とその家族への専門的な事業の一つとして位置づけられる支援にあたっている。また増加しつつあるセトミンに対して統一部により設置された適応のためのハナセンターを担い地域での定着に向けた支援を試みるなど，先駆的な支援の試みを行っている。

第4章 韓国の市民団体による移民支援活動

韓国では，1980年代後半以降，民主的労働運動等が組織化された。労働組合運動の優先課題は，市民権の再定義を要求し，その要求を政治的民主化に結び付けることであったという（権2005）。そのような労働組合や市民運動団体は民主化運動のなかで移民の支援にも積極的に取り組んでいる。

1. 外国人移住労働者対策協議会⁵³⁾

(1) 韓国の移民支援活動の経緯と外国人移住労働者対策協議会の創設

韓国における移民支援の約8割は民間団体が担っているとされている。その中核を担っているのが外国人移住労働者対策協議会（以下，外国人対策協議会）である。外国人対策

協議会は，先述のとおり1995年につくられ，その初代代表はキム・ヘソン牧師であった。その当時の移住労働者の「産業技術研修生制度」（以下研修生制度）（1994年）は，現在の代表であるイ・ヨン（Lee, Yeong）神父によると「現代の奴隷制度」であり，工場で怪我をしてもなんの保障もなかったという。2003年に雇用許可制度が成立し，2004年に研修生制度と並行して実施され，2007年度によりやく研修生制度が廃止された。

その間には序章で述べたようなキム牧師たちの激しいデモを含め長期にわたる法制度整備のための運動があった。キム牧師は当時の状況を振り返って「人権を無視した状況を労働部に知らせると，労働部は帰国させろ，追放しろと言ってきた。労働部の公文書には外国人労働者を強制送還せよとの言葉があった。彼らの相談にのる前に，彼らを追放せよと。彼らを支援するところはなかった。誰が彼らを支援するのかということが問題だった。マスコミを利用して劣悪な状況を知らせた。そのようななかで民間だけでは解決できず，法の整備がないなかで地道な活動をしていることの意味は何か，という葛藤があった」という。「10人の問題を解決すると100人がやってきた。やっても，やっても追いつかない状態だった」。そのような状況のなかで，全国にある外国人労働者支援センターが集まって外国人対策協議会がつくられた。

そしてキム牧師は代表として，公聴会や署名活動を実施し，法整備を訴えるデモなどを

52)宮田は「韓国・北朝鮮は同じ言語・同じ文字（ハングル）を使用しているにもかかわらず，脱北者には言葉の壁が存在」していること，それは「単に方言の違いだけではなく，韓国と北朝鮮の政治体制，社会制度，生活習慣，価値観の違いなどに起因している」ことを指摘している（宮田2003：69）。

53)本節は，2009年8月12日の韓国外国人勤労者支援センターのキム・ヘソン牧師と外国人移住労働者対策支援協議会代表のイ・ヨン（Lee, Yeong）神父へのインタビューによる。

組織した。そのような活動に対し、法務部からの外国人労働者支援センターへの検問、相談活動への弾圧もあったが、それらにも怯まなかったという。キム牧師は『『志のあるところに道がある』という韓国のことわざどおりになった』と笑顔で語られたが、その笑顔には厳しく、激しい運動を闘い抜いた誇りが感じられた。そのような運動の成果として2003年7月には移住労働者のための「雇用許可制度」が成立した。この制度を利用して入国する外国人は「非専門就労」という在留資格で、労働三権と社会保障制度が適用されることになった。しかし3年以上の滞在と家族の呼び寄せは禁止されているなどの課題も残されている。

韓国の移民問題には先述のとおり在外同胞の問題と移住労働者の問題とがある。1999年には「在外同胞の出入国および法的地位に関する法律」⁵⁴⁾が制定されたが、キム牧師は、この法律の制定には反対したという。それはこの法律では1948年以降に韓国籍をもって海外に行った人、その子孫は在外同胞であるといわれているが、1948年以前に出国した人たちは在外同胞ではないとされている。1948年以前に外国に行った人のなかには日本の植民地時代の徴兵や慰安婦から逃れるために旧ロシア等に行った人も多く、「日本の責任が問われると思う」と指摘された。さらに独立運動のために海外に行った人などもおり、反対の署名運動を行ったという。キム牧師の指摘は、韓国の移民問題は私たちの国が戦後問題を未解決のまま放置していること、そして、そのことは私たちの国の移民政策の不十分さの背景にある重要な問題であることに改めて気付かされた。

(2) 外国人移住労働者対策協議会の現状と課題

外国人対策協議会の活動の中心は、全国34か所の移民への相談所で行われている相談活動であり、韓国最大規模のネットワーク組織である。そして2009年度には移住外国人の実態調査を実施している。

イ神父は、2008年の世界同時不況は、韓国の移住労働者に大きな影響を与えたという。日本同様一番最初に失業したのは移住労働者であった。雇用許可制では、移住労働者が解雇された場合、2か月以内に次の職場を探さないと帰国させられてしまう。さらに職場の移動も3回までと限定されている（やむを得ない場合でも4回までで、それ以上になると追放されるか、許可外滞在になる）。その理由も個人的な理由ではなく、会社の都合であっても転職する場合は雇用主の了解が必要である。工場のなかで、危険な仕事や暴力などがあっても雇用者の許可がないと別の職場に移ることはできない。つまり移住労働者は会社の不当な扱いに抗議する場や手段がないのである。耐えられず逃げると許可外滞在（「非正規滞在」）になってしまい、見つければ帰国させられてしまう。相談所にあった具体的な相談例として「日曜日に会社社長の引っ越しの手伝いをするように言われ、断ると次の日、首にし、社長は法務部に違法の申告をした」というように時間外、長時間勤務など不当な目にあっても抗議ができないのが現状であるという。

さらに34か所の相談所で受ける相談内容と

54) 2001年に韓国憲法裁判所は中国朝鮮族等を対象規定から除外した「在外同胞法」を憲法違反であるとし、2003年の「雇用許可制度」で在外同胞労働者への雇用管理制の適用範囲を拡大する形で外国人労働者の労働法等の適用がされるようになった。鄭雅英（2008）「韓国の在外同胞移住労働者—中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析」立命館国際地域研究第26号

しては、賃金の未払い、事業所移動についての相談、医療に関して医療保険の問題、出身国別の文化活動についての相談、移民と韓国住民の葛藤に関する相談など深刻で多様な問題がある。

また、外国人対策協議会が2009年に実施した「移住外国人労働者の実態調査」によると、一日の労働時間が10時間以上、12時間以上が各12%もあり、昼夜交替勤務が多いという特徴があった。賃金については、合法労働者には最低賃金が保障されていたが、何年勤務しても最低賃金のままであることが問題であるという。さらにその最低賃金から住居費が天引きされている。また事業所にとっては移住労働者を受け入れる費用が大きいため、3年間ではもとがとれないという状況にあり、必然的に長期雇用となり、非正規滞在者の増加につながっている。

以上の実態調査の結果からも明らかのように韓国の雇用許可制は、移民を短期循環型の労働力として捉えていること、さらに事業主にすべての権限があることが大きな問題である。そのような問題のなか、韓国には①適法で移住した外国人の問題と②違法で移住した（超過滞在による非正規滞在）外国人問題があるとイ神父は指摘している。そして非正規滞在の移住労働者は適法移住労働者の2倍になっているという。移住労働者は①言語、②技術習得に2年はかかり、産業の現場では3年以上の熟練工を必要としていることから、制度と現場との矛盾があり、「非正規滞在」が多いのはやむを得ない状況もあるという。そのようなことから「雇用許可制」は改正が検討され、3年間の雇用の後さらに2年間延長できるようになる。しかし改正されても依然雇用期間を決めるのは雇用主であり、移住労働者と雇用主は従属関係にあることには変わりがないことは大きな問題である。しかし

韓国政府は外国人の定住化を防ぎたいという思惑がある、と指摘されていた。

（3）政府の移民政策と外国人移住労働者対策協議会

多文化家族支援についてイ神父は、政府は統合であるというが、その裏には同化主義という保守的な考え方があると思われると評価されていた。政府は結婚移民者を含む多文化家族には関心が高く、予算も膨大になっている。しかし移住労働者への関心は低く、支援も1回限りのものが多いという。さらにイ・ミョンバク（李明博）政権は、「法と秩序」を掲げ、2008年9月には「非正規滞在者」は22万人、2008年12月末までには20万人までにし、この5年以内に10%未満にするという方針を出している。

一方、国民も当初は、移住労働者はかわいそうな人で助けてあげなければいけないと考えていたが、合法的に働いている移民は自分たちと肩を並べているということに対して、自分たちの仕事を奪う存在として見るようになっていく。キム牧師は韓国人のなかでも正規・非正規労働の問題が顕在化し、雇用環境が悪化しつつあることが背景となり、移住労働者の問題が深刻化しつつあることを危惧されていた。つまり労働組合で労働者として連帯して闘争しようという声がある一方、「朝鮮族追放」を叫ぶ声もあるという。韓国人は朝鮮族の人たちに仕事をとられてしまうことを恐れている。キム牧師はだからこそ労働組合に韓国人と移住労働者が入り、連帯することが重要であると強調されていた。

また今後の韓国の移住労働者の定住化について、キム牧師は新しい動きとして、移住労働者のなかには韓国に家族を呼び寄せ、土地も購入する人も出てきている。国内でも熟練労働者が必要であり、国際結婚も増加してい

ることからも韓国は移民労働者社会に向かいつつあると言う。法務部も移民については、永住制度の拡大、帰化の簡素化、2重国籍の許可、韓国生まれの子どもには韓国国籍を与えるなどの制度改正を行っている。また2009年2月の改正公職選挙法では、在外国民に選挙権が付与されるようになった。

キム牧師が指摘するような移住労働者の定住・永住化の動向や多文化家族の増加を踏まえた制度改正の動きは、韓国で生活する外国籍の人々の人権を保障するとともに韓国国外で暮らす韓国籍の人々の権利も保障するというグローバル化のもとでの人々の多様な生活の仕方に対応する制度づくりを韓国政府は確実に進めつつあることを示している。

以上のように外国人対策協議会は、移住労働者の相談や実態調査から当面する移住労働者の労働条件の改善に向けた支援活動を中心にして、政策提言を積極的に行い、そのような運動の成果によって韓国の移住労働者の労働条件は改善されつつある。とはいえ、未だ移住労働者の人権が十分に尊重されていないという状況は課題として残されている。

また、当初は先述のとおり外国人対策協議会の活動に対して政府からの弾圧などがあった。しかし現在では韓国外国人勤労者支援センターは韓国政府の移民事業を受託し、さらにキム牧師は労働部の外国人雇用委員にもなっている(2009年8月現在)など対等に議論できる関係を構築しつつあり、政府と民間団体との協働が進むことによって韓国の移民政策のさらなる発展が期待できる。

2. NPO法人青い市民連帯⁵⁵⁾

(1) NPO法人青い市民連帯とは

「青い市民連帯」の代表のムン・ジョン・ソク(Moon, Jong-Seok)氏によると、青い市民連帯の活動地域は、ソウル特別市の漢江の北側に位置し、その中にある東大門区は繊維産業の市場があり、町工場が多いソウルの代表的な低所得地域であったが、現在は住宅が多く、ソウル市立大学など4つの大学もある地域である。しかし、この地域は都市開発が進んだ今日においても見えない貧困や所得格差も大きい地域であるという。

青い市民連帯は、1970年代から1980年代にかけて韓国の民主化運動を担った若い人たちのなかで1990年代になって、地域に関心をもちようになったメンバーが中心になってつくった草の根の市民団体である。主な活動は、①相談支援(労働問題、出入国関連、移住女性、在外同胞、国際結婚など)、②地域住民を対象とした福祉事業(幼児支援、図書館サポート、文化スポーツイベントなど)、③教育支援(オモニ〈母親〉の夜間学校などのハンゲル教育、コンピューター教育など)④公共サービスのサポート(国内外の外国人労働者団体との連帯、外国人の雇用改善のための活動など)⁵⁶⁾である。

青い市民連帯は、この地域に隣人としての移民が増えたことから移民支援活動に取り組むことになったという。当初地域住民から移民にハンゲルを教えてほしいという問い合わせがあった。それに応じてハンゲルの教室を事業として行うようになり11年になる。この地域のなかで支援対象となっている移民は約100人程度であり、毎週40人から50人を対象

55) 本節は2009年8月12日青い市民連帯でのムン・ジョン・ソク(Moon, Jong-Seok)代表へのインタビュー調査による。

56) http://migrant.kr/document_srl=15376 (2009. 11. 11閲覧)

に支援活動を行っている。

具体的には、日曜日にハングル教室を開講し、最初はバングラディッシュの人が多かったが、現在はベトナム、インドネシア、中国、ネパールの人が多い。ベトナムの人は雇用許可制に基づいて移住しているが、バングラディッシュ、ネパールなど許可外で移住している人も多い。ハングル教室の後、趣味活動などサークル活動も行っており、出身国ごとのコミュニティ形成につながっているという。

さらに移民の人権相談、就職相談、PC教室なども行っているが、これらの活動もコミュニティ形成につながっている。2週間に一度漢方医の相談も行っている。当初は移住労働者支援が中心であったが、2003年頃から国際結婚が増加しはじめ、地域住民から結婚移民者への支援プログラムがあるかという問い合わせがあったことをきっかけに結婚移民者への支援を始めた。

2005年からは結婚移民者に向けて平日の火水曜日にハングル教室のプログラムを行っている。結婚移民者へのプログラムも当初はハングル教育が中心であったが、国際結婚した夫への教育が重要であることがわかってきたので、妻への理解、妻の国やその言語についての教育を行うようになった。

結婚移民者からの具体的な相談として、嫁姑の問題や言語的な問題があるという。具体的には「姑は嫁が言うことを聞かないというが、聞かないのではなく、聞けないのである。そういう場合には家族みんなで来てもらって、話し合ってもらおう。その際同じ出身国の先輩に来てもらって通訳をしてもらったりしている。また子どもが差別されると言う問題や夫婦間の信頼や愛情の問題などが相談されることもあり、妻の国の言葉で愛を伝えるというようなプログラムも行っている」。

また、移民の子どもたちの問題としては、アイデンティティの問題がある。それへの対応として多文化子ども図書館をつくった。現在11カ国の図書を童話を中心に配置している。5000冊の外国の図書と8000冊のハングルの図書がある。図書館を見学すると母親が自分の国の童話や絵本を読み聞かせするオープンスペースや喫茶コーナーもあり、本を媒介に多様な国の文化と人が出会える居場所になっていた。実際にこの多文化子ども図書館で、母親が母国の童話などを読むことによって、母親が自尊心を取り戻し、子どもの母親をみる目が変わるといふ。

さらに韓国には日本からの女性移民者も比較的多いが、日本と韓国との問題—例えば竹島問題—が起こると日本女性の子どもの子どもが学校でいじめられるというようなこともある。また韓国人の父親は日韓の歴史問題を学んで育てているが、日本人の妻は学んでいないので、お互いの理解が不十分になるという問題もある。

(2) 多文化地域社会の形成と青い市民連帯の今後の展望

青い市民連帯は、現在は移民支援活動を中心に展開しているが、当初から移民問題に焦点をあてていたのではなく、地域に関心をもっていた組織が、地域に移民が増加するなかで、移民支援に取り組むようになったという特徴をもっている。

青い市民連帯の活動に参加しているのは、この地域の町工場の社長や移住労働者の同僚、近隣の人々などでボランティアは約250人で、若い人も参加している。また多文化子ども図書館のメンバーは300人になっており、夜間学校に来ているオモニの家族も活動に協力しており、青い市民連帯の活動はかなり地域に知られているという。毎年青い市民連帯が開

催している多文化フェスティバルにも多くの住民が参加している。

ムン氏は、移民問題は地域のなかでお互いを理解し合わないと解決できない問題であるので、この地域のなかで移民が意味のある存在として位置づけられることが重要だと考えているという。たとえばハングルのプログラムを終了した移民女性が地域の独居老人を訪問するボランティア活動も行っている。一方的に支援をうける人は異邦人のままになるので、移民が地域住民と対等の立場になるような支援を目指している、と強調された。

結婚移民者は、国の多文化家族支援法に基づいてハングル教育と文化教育を受けることになっている。ムン氏は現在の韓国の移民政策について多文化家族支援に偏っていると指摘している。その背景には韓国は単一民族であるという閉鎖的な考え方があり、韓国人男性と結婚した女性は韓国人になるので、守ってやらなければならないということになっており、そこに今の韓国の移民政策の限界があるのではないかと述べられていた。そして移住労働者については、いずれ帰国する人であり、韓国が守る必要はなく、滞在中間問題を起こさないで帰国するようという意図で法律がつくられているのではないかと、言う。

最近「非正規滞在者」への取り締まりが厳しくなっているという。この地域では青い市民連帯とつながりのある「非正規滞在者」は約100人おり、10年くらい関係をもっている。青い市民連帯は、移民支援を政府からの資金を受けて行っているので、適法外国人が対象となっているものもあるが、支援が必要な人を対象としている。しかし最近強制送還される人が増えて涙がでると訴えられていた。

また、帰国した移住労働者へのサポートも行っている。帰国後も定期的に連絡をとり、

彼らが韓国で経験した人権侵害を母国で起こさないように精神的な支援をしたいと考え、労働者同士が助け合えるような価値観をもてるように支援しているという。

青い市民連帯の活動は、先述のとおり地域に根ざした地道な住民の組織化活動であることに特徴がある。今日のグローバリゼーション下の地域は、多文化、多国籍の人々の生活の場となっており、さらにその生活の場も国境を越えて流動的であることが特徴となっている。韓国の低所得地域における青い市民連帯による地域の人々のニーズを受け止め、人と人をつなぎ、人と人が出会い、ともに支え合うという地道な取り組みは、移民を住民にしながら、多文化共生の地域を住民と移民＝新しい住民とともにつくりつつある。

おわりに

外国人対策協議会のイ神父は、インタビューの最後に多文化の経験はとても重要だと思っていると述べられた。そしてその理由として、韓国と北朝鮮との分断期間が長くなり、南北で文化、言葉も異なってきた。いずれ南北が統一されるだろうから、今の多文化の状況は今後のよい経験になるという。さらに韓国は単一民族であるという意識が強い国であることから、現在の移民と韓国人とのトラブルは、移民に問題があるのではなく、韓国が多文化の経験がないことに問題があると指摘されていた。このイ神父の言葉によって改めて韓国が分断されたという歴史を負っているという厳しい現実を実感させられた。そしてその現実の責任の大きな一端を担っている私たちの国の問題、さらに私たちの国の排他的な入管政策の課題について改めて考えさせられた。

本稿で紹介してきた韓国の多文化家族支援、医療支援、地域での多文化交流や移民支援活

動などの一つ一つが移民の生活を支え、豊かにし、さらに地域社会での移民と地域住民との新たなつながりを構築し、そして移民が地域の活動や政策に参加できるしくみを構築しつつあった。

グローバリゼーションが進展するなかでは、移民はどの国にとっても必要不可欠であり、重要なメンバーとなることは明らかである。JCMK (International Solidarity, Joint Committee with Migrants in Korea) のイ・キョンソク (Kyungsook Lee) は、国連の人権水準を保障していくことが移民の権利を守ることに貢献する⁵⁷⁾と主張している。このことは、移民の人権の尊重はすべての人権の尊重につながるのがグローバル化時代における必然性であることを示している。

インタビュー調査では、正規滞在と非正規滞在とは連続的な関係にあり、移民を韓国のなかでどのように位置づけるかによって変化するものであることが明らかであった。将来的には現在非正規滞在とされる人びとも正規滞在化する可能性も高い。しかし日本で2009年7月に改正された出入国管理及び難民認定法も非正規滞在者への管理が強化される内容であり、韓国でも同様の状況にあるという。そのうえ2008年の世界金融恐慌下では、韓国でも日本と同様移民が真っ先に解雇されている。このような状況は、近年非正規雇用が増加するなか、正規労働者と非正規労働者の関係が悪化し、それとともにホスト国の人々と非正規滞在者を含む移民との関係は悪化する傾向をつくりだしている。

しかし人口減少社会に当面し、労働力不足はますます深刻化しつつある。非正規滞在者の問題を管理・排除の論理で解決するのではなく、移民を統合する多文化社会を形成すること、さらに移民を送出する国の問題をともに解決するしくみを真剣に検討しなければな

らない時代をわれわれは生きているのである。

韓国は、新政権のもと非正規滞在者の排除が強化されつつあるとはいえ、移民政策は多文化社会を形成する方向へと大きく転換し、多文化家族、移住労働者支援政策は整備されつつあり、多様で活発な民間の移民支援活動が行われていた。それに対しわが国では、韓国で2007年には廃止された研修生制度と同様の「現代の奴隷制度」と称される「外国人研修・技能実習制度」が未だ存在している。さらに日系人だけを例外的に「定住者」として位置づけ単純労働力として非正規雇用で3K労働を担わせているという実態も放置されている。しかし2009年の政権交代後、外国人参政権法案が国会に提出される⁵⁸⁾という状況もあり、ようやく本格的な移民政策へと舵をきる方向が見受けられるようになった。

移民問題を放置した状況のまま、国内に止まらず国際的に流動する労働者の権利を守ることが不可能である。つまり移民の問題は私たち自身の問題として捉えない限り解決できない状況にあることは明らかであり、それとともに多様な国との移民政策のネットワークと多様な移民支援団体との連帯のなかで、日本の移民政策・移民支援活動が発展することが望まれる。

* 執筆分担：朝倉美江（序章，第4章，おわりに）、原史子（第1章）、中尾友紀（第2章）、新田さやか（第3章）

** 韓国での調査にあたっては日程調整、通訳などで、ソウル福祉財団の皆様、聖書大学のキムヒス (Hee Soo Kim) 先生、Seoul Cyber Universityの李栖暎先生、日本福祉大学大学院

57) Kyungsook Lee (2008) Forward to Multi-Cultural Society: Initiatives for International Solidarity, The 2nd International NGO Conference on History and Peace, 2008.10.10

58) 朝日新聞2009.11. 6日付

金圓景さん、立教大学の朴恩廷さん、金宣我さんにお世話になりました。記して謝意とします。

参考文献一覧

- 天瀬光二（2007）「韓国における外国人労働者受入れ制度と実態」『アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態』労働政策研究報告書81, 労働政策研究・研修機構
- 鄭雅英（2008）「韓国の在外同胞移住労働者—中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析」立命館国際地域研究第26号
- 井口泰（2001）『外国人労働者新時代』ちくま新書
- 石崎菜生（2007）「韓国の医療保険制度の沿革と問題点」『アジア研ワールド・トレンド』138, 日本貿易振興機構アジア経済研究所研究支援部, 43-50
- 外務省領事局外国人課（2007）『イタリア, 韓国における外国人政策に関する調査報告書』
- 河本尚枝（2003）「韓国における外国人労働者医療とその課題」『京都経済短期大学論集』11（1）, 79-98
- 金成垣・山本克也（2009）「韓国の社会と社会保障制度」『海外社会保障研究』167, 国立社会保障・人口問題研究所, 4-17
- 金永子（2008）『韓国の福祉事情』新幹社
- 近藤敦（2009）「移民と移民政策」川村千鶴子他編著『移民政策へのアプローチ ライフサイクルと多文化共生』明石書店
- 権薫洵/鈴木玲訳(2005「韓国の社会運動的労働運動の過去と現在（下）」大原社会問題研究所雑誌No. 565
- 李創鎬（2004）「韓国における脱北者（北朝鮮難民）の適応問題と支援」『こころと文化』No.3（1）, 57-66
- 宮田敦司（2003）「わが国における北朝鮮帰国者支援のあり方について—韓国の脱北者支援プログラムを参考に—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.4, 63-74
- 白井京（2007）「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』231, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 31-50
- 白井京（2008）「韓国の多文化家族支援法-外国人統合政策の一環として-」『季刊 外国の立法』238 国立国会図書館調査及び立法考査局発行
- 尹敬勲（2005）「韓国における脱北者の社会適応教

育の展開—脱北者の社会適応施設“ハナ院”を中心に—」『生涯学習・社会教育学研究』No.30, 21-30

Ministry for Health, Welfare and Family Affairs（2009）Let's live a happy life in Korea, GUIDE BOOK for Married Immigrants in Korea, Ministry for Health, Welfare and Family Affairs